令和８年度版

地域づくり振興事業

浜田市地域政策部　まちづくり社会教育課　　電話（0855）25-9201

１　補助対象者及び補助対象事業

(1) 防犯灯設置事業

【対象者】
町内会・自治会
地区まちづくり推進委員会

防犯灯の新設
（老朽化した既設防犯灯の取替も含みます）
○補助率：対象経費の10/10
○補助限度額：1基当たり5万円
※ポール設置等特殊事情がある場合は上限8万円

(2) 集会所施設関連設備等整備事業

【対象者】
認可地縁団体　（ア・イ・ウ・エ）
町内会・自治会（イ・エ）
地区まちづくり推進委員会（イ）

ア　集会所の新築
○補助率：対象経費の1/2以内
○補助限度額：300万円

イ　集会所及び関連設備の改修等
○補助率：対象経費の1/2以内
○補助限度額：50万円

ウ　集会所を新築するための用地取得
○補助率：対象経費の1/2以内
○補助限度額：50万円

R10年度まで拡充

エ　集会所の解体
○補助率：対象経費の1/2以内
○補助限度額：200万円

R10年度まで

(3) 防災資機材等整備事業及び防災訓練等事業

【対象者】
自主防災組織

令和8年度受付終了

防災資機材の購入費用、防災訓練や防災研修に参加するための費用等
※詳しくは、お問合わせください。
○補助率：対象経費の10/10
○補助限度額：20～60万円
（組織規模によって異なります。）



※令和5年度以降に補助金交付を受けた団体は、その額を控除した額が上限額となります。

(4) 防犯カメラ設置事業

【対象者】
町内会・自治会
地区まちづくり推進委員会

防犯カメラの新設
（防犯カメラ設置及び看板設置）
○補助率：対象経費の2/3
○補助限度額：1基当たり20万円
※申請に当たって、浜田警察署長の意見が必要になります。詳しくはお問い合わせください。

(5) 地域づくり活動維持活性化事業

【対象者】　町内会・自治会

町内会等の活動に必要な備品の購入
○補助率：対象経費の1/2
○補助限度額：40万円

R10年度まで

※１年度につき１回のみ申請が可能です。

2　補助金交付手続の流れ

交付申請

提出するもの

・補助金交付申請書
・見積書（2者）
・位置図等
※事業種別によって、追加資料が必要になります。



事業の実施

市から交付決定通知が届きますので、通知に記載してある事業開始日になってから事業を実施（工事の依頼・資機材等の発注）してください。



※工事を依頼するときは、工事業者に工事前と工事後の写真を撮るよう依頼してください。
※代金は、いったん立替払となります。

事業報告

・事業終了後2週間以内に事業報告をしてください。

・必要事項を記入して、市へ補助金交付の請求をしてください。

提出するもの

・実績報告書
・補助金交付請求書
・請求書、領収書（写し）
・写真
（工事の場合は、工事前と工事後）
・通帳（写し）

※1　実績報告書と請求書を確認後、1か月以内に補助金を指定の口座に振り込みます。
※2　実績報告の際、指定口座に速やかに振り込むため、通帳を持参いただくか、通帳の写し（表紙と表紙裏の見開きページ）を添付してください。

3　申請時の留意事項



(1)　必ず事前申請をお願いします。

申請手続の前に工事や資機材及び物品等の購入を行った場合は、補助を受けることができませんのでご注意ください。

※事後申請不可。実施の7日前までに申請してください。



(2)　複数の業者に相談してください。

〇複数の業者から見積りを取り寄せるなど、工事内容や価格の確認に努めてください。
〇できるだけ市内業者の利用に努めてください。



(3)　工事後の状況変化は事前に確認してください。

防犯灯を固定する電柱等が周辺にないためにポールを建てたり、トイレ改修に伴い給水設備の改修が生じたりするなど、工事完了後の状況の変化は、事前に施工事業者から十分に説明を受けてください。